令和2年4月以降版　　吹田市

特定子ども・子育て支援施設等の確認について
(認可外保育施設※向け)

※ベビーシッター含む

1　子育てのための施設等利用給付の制度

認可外保育施設の利用者（保護者）への無償化制度として、令和元年10月から、**子育てのための施設等利用給付**の制度が創設されました。この制度による給付（**施設等利用費**）の対象施設となるためには、認可外保育施設が内閣府令で定める基準を満たしている**特定子ども・子育て支援施設等**であるという旨の確認を、施設の所在地の市町村から受ける必要があります。この確認を受けた特定子ども・子育て支援施設等の利用者（保護者）に対して、居住地の市町村から施設等利用費が支給されます。

2　特定子ども・子育て支援施設等の確認申請

特定子ども・子育て支援施設等の確認は、認可外保育施設の所在地の市町村が行います。吹田市内の施設については、吹田市へ**確認申請**を行う必要があります。確認にあたっては、子ども・子育て支援法に基づき、申請のあった認可外保育施設が、対象施設に求める基準（次項[３]参照）を満たしていることを審査するとともに、必要に応じて調査等を行います。

チェック

確認申請が遅れますと、利用者（保護者）が施設等利用費を受けることができません。確認は原則、遡ることができません。ただし、事業開始後1月以内に児童福祉法による認可外保育施設の設置届及び確認申請が提出された場合は、設置届の提出日の1月前又は事業開始日のいずれか遅い方の日を確認申請日とみなします。確認申請は遅滞なく行っていただきますようお願いします。

3　対象施設等に求める基準

[ア]　1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上である施設

１.教育・保育等の質の基準

児童福祉法による認可外保育施設の届出がされており、子ども・子育て支援法施行規則（以下、「内閣府令」といいます。）に規定する下記の基準を満たす必要があります。

①保育従事者の数・資格　②保育室等の構造・面積　③非常災害に対する措置　④保育の内容等　⑤給食

２.運営に関する事項

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成24年法律第65号）に規定する以下の内容が記載されている文書等が整備されている必要があります。

①教育・保育等の提供の記録　②利用料や実費の徴収可能費目及び手続　③領収証等（施設等利用費の対象経費と対象外経費が区別されているもの）の交付　④秘密保持　⑤諸記録の整備

[イ]　1日に保育する小学校就学前子どもの数が5人以下である施設　／　法人または個人のベビーシッター

１.教育・保育等の質の基準

児童福祉法による認可外保育施設の届出がされており、施設類型ごとに内閣府令に規定する下記の基準を満たす必要があります。

・**1日に保育する小学校就学前子どもの数が5人以下である施設**

①保育従事者の数・資格　②保育室等の構造・面積　③その他

・**法人または個人のベビーシッター**

①保育従事者の数・資格　②その他

２.運営に関する事項

[ア]と同様

チェック

認可外保育施設に求める教育・保育等の質の基準については、内閣府令で定める基準（児童福祉法による認可外保育施設の指導監督基準と同様の基準、1日に保育する小学校就学前子どもの数が5人以下の施設及びベビーシッターは令和元年10月新設の基準）が設けられています。ただし、令和元年10月1日から令和6年9月30日までの5年間は経過措置期間であり、児童福祉法による認可外保育施設の届出がされていれば、基準を満たさない施設についても確認が受けられます。

ただし、吹田市では条例により独自の基準を定めています。経過措置期間中に、吹田市に居住する利用者（保護者）が吹田市内・市外の認可外保育施設を利用する場合、施設等利用費が支給されるのはこの条例で定める基準を満たす施設の利用に限られます。条例で定める基準を満たさない施設については、確認を受けた施設であっても施設等利用費の支給対象外となります。

吹田市の基準については**（別紙）「吹田市での認可外保育施設の無償化基準について」**をご覧ください。

なお、経過措置期間中は、吹田市の基準への適合状況に関わらず確認を行いますので、特定子ども・子育て支援施設等の確認を希望される施設につきましては、確認申請を行ってください。ただし、経過措置期間終了までに、内閣府令に定める基準を満たす必要がありますので、各施設におかれましては、引き続き、指導監督基準の充足に取り組んでいただきますようお願いします。

チェック

施設等利用費の対象経費は**保育料**です。食事代やおやつ代、教材代、送迎費用、キャンセル代などは対象外経費です。ただし、ベビーシッターのマッチングサイトの利用手数料は施設等利用費の対象に含まれます。対象外経費が保育料に含まれている場合は、確認申請時に対象経費と対象外経費を区別して届け出てください。また、利用者に交付する特定子ども・子育て支援提供証明書及び領収証についても対象経費と対象外経費を区別したものを交付してください。

4　確認申請に必要な書類

提出書類	添付書類	
【様式0】特定子ども・子育て支援施設等確認申請書	法人	□　定款
		□　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
	個人	□　代表者の住民票の写し
	法人	□（別添1）役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
	法人及び個人	□（別添2）法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面
【様式2】認可外保育施設確認用	全施設	□　児童福祉法第59条の2の規定により届け出た認可外保育施設設置届及び変更届の写し（申請書の記載事項の最新の状況が確認できる箇所のみで可）
		□　料金表及び利用案内・パンフレット
		□　認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し 証明書がない場合は立入調査の結果通知書の写し （いずれも直近のものに限る）
		□　保育従事者のうち有資格者（保育士又は看護師）全員の資格証明書の写し
		□　職員の研修受講状況に関して、研修の修了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類

5　確認後の公示

確認を行った施設については**公示**を行います。公示内容は、吹田市掲示板及びホームページに掲載します。各施設へ個別には通知しませんのでご了承ください。

この公示は、全国の市町村において有効です。したがって、他の市町村に居住する子供が吹田市内で確認を受けた施設等を利用する場合でも、改めて他の市町村へ確認の申請を行う必要はありません。

チェック

公示の際に、特定子ども・子育て支援提供者の名称、施設又は事業所の名称・所在地、確認をした年月日を公表します。ただし、個人のベビーシッターの所在地については個人情報のため非公表とします。

また、吹田市の条例で定める基準への適合状況についても公表します。不適合となった場合、吹田市に居住する利用者（保護者）は施設等利用費の支給が受けられません。この適合状況については、指導監督部局による立入調査の結果を元に審査します。<u>立入調査を一度も受けていない施設については、立入調査の結果が出るまでは適合状況が審査できないため、原則として施設等利用費は支給できません。適合証又は立入調査の結果通知書が交付されましたら、吹田市保育幼稚園室まで報告してください。</u>

ただし、事前に、認可外保育施設の設置者から条例基準を満たす見込みの申出書により基準充足が確認できる場合は、特定子ども・子育て支援施設等の「確認」日から条例で定める基準を充足している施設とみなし、支給対象として取り扱います。詳しくは、「<u>認可外保育施設の施設等利用費の支給基準について</u>」をご覧ください。

また、基準への適合状況の調査は確認後も随時行います。年度途中に施設が条例で定める基準を満たさなくなった場合は、それ以降の施設等利用費が支給できない場合があります

他の市町村に居住する利用者（保護者）については、その市町村の基準の有無・内容により施設等利用費の支給対象となる場合があります。詳しくは、利用者（保護者）のお住まいの市町村へお問い合わせください。

6　確認申請の流れ（当初申請分）

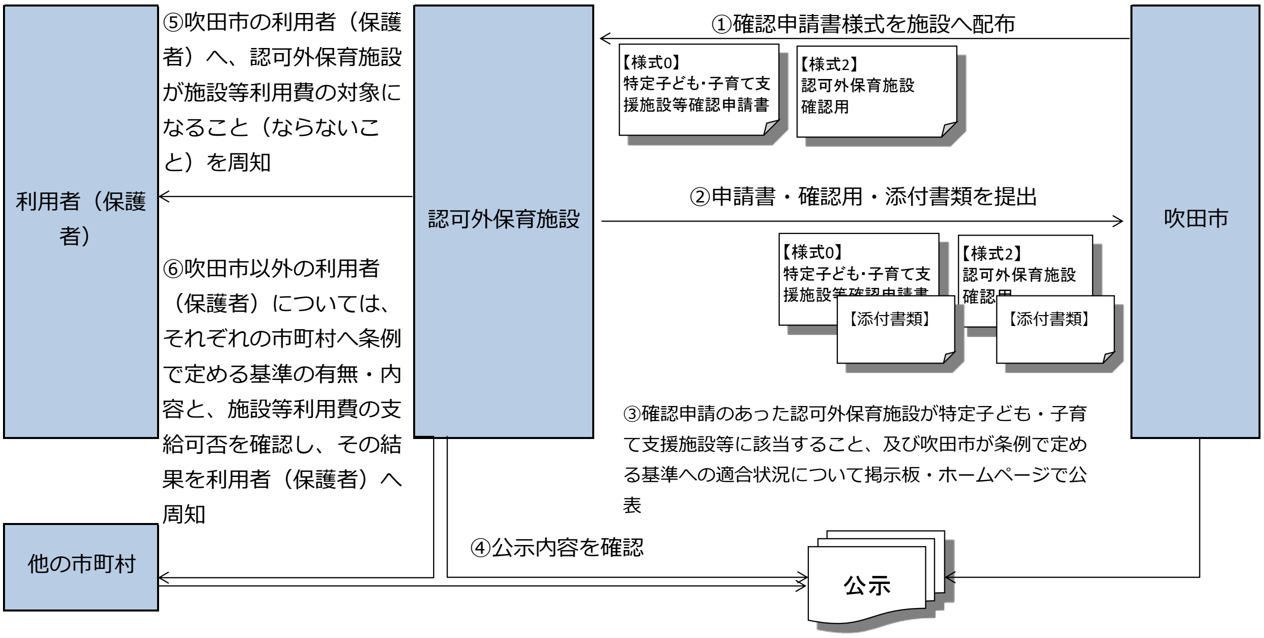

①確認申請書様式配布	②申請書類提出期限	③公示
随時	事業開始後1月以内	確認申請後1月以内 （予定）

７　確認後に事業内容に変更などがあった場合

確認後に事業内容に変更などがあった場合、変更届などが必要です。詳しくは、吹田市保育幼稚園室へお問い合わせください。

<table>
<tr><th>変更事由</th><th>提出書類・添付書類</th><th></th></tr>
<tr><td>法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名等、役員の変更</td><td>【様式6】特定子ども・子育て支援施設等確認変更届
□　定款
□　法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
□　代表者の住民票の写し
□　（別添１）役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
□　（別添２）法第58条10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面</td><td rowspan="3">変更日から10日以内</td></tr>
<tr><td>【様式6】のうち、法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名等、役員の変更<u>以外</u>の変更</td><td>【様式6】特定子ども・子育て支援施設等確認変更届</td></tr>
<tr><td>認可外保育施設に関わる部分
※事業所、運営、事業の実施時間・日数、利用料金などの変更
※指導監督基準への適合状況の変更</td><td>【様式6】特定子ども・子育て支援施設等確認変更届
【様式2】認可外保育施設確認用
□　児童福祉法第59条の2の規定により届け出た認可外保育施設設置届及び変更届の写し
（申請書の記載事項の最新の状況が確認できる箇所のみで可）
□　料金表及び利用案内・パンフレット
□　認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し、又は、立入調査の結果通知書
（いずれも直近のものに限る）
□　職員の研修受講状況に関して、研修の修了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類</td></tr>
<tr><td>認可外保育施設の閉鎖・休止
無償化の対象外施設への移行</td><td>【様式7】特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届</td><td>閉鎖・休止、対象外施設への移行の3月以上前</td></tr>
</table>

＜お問合せ先＞
〒564-8550　吹田市泉町１丁目３番４０号
吹田市児童部保育幼稚園室
経理・整備グループ　利用費担当
（吹田市役所　低層棟2階　２１７番窓口）
平日9：00～17：30（土・日・祝日は休み）
直通電話番号　06-6384-1592
ＦＡＸ番号　06-6384-2105
メールアドレス　hoiku_keiriseibi@city.suita.osaka.jp

（別紙）

令和2年4月版

吹田市での認可外保育施設の無償化基準について

下記の表は、吹田市に居住する利用者が、全国の認可外保育施設を利用した場合に施設等利用費の支給対象となる施設の基準を示したものです。
経過措置期間の前後、施設の種別、認可外保育施設の設置届出日により基準が異なります。

1.経過措置期間中（令和元年10月1日～令和6年9月30日）

内閣府令による基準が一部が適用されます。

内閣府令による基準が全部適用されます。

施設の種別	令和元年9月30日までの届出施設		令和元年10月1日以降の届出施設	
1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上の施設	保育従事者の数・資格	保育室等の構造・設備・面積	保育従事者の数・資格	保育室等の構造・設備・面積
	・保育従事者の1/3以上が保育士又は看護師	（基準はありません）	・配置基準（乳幼児）：（保育士） 0歳児　3：1　　　1・2歳児　6：1 3歳児　20：1　　4歳以上児　30：1 ・保育従事者は2人以上 ・保育従事者の1／3以上が保育士又は看護師 など	・保育室、調理設備、便所の設置 ・保育室の面積が1.65㎡以上／人 ・乳児と幼児の保育を行う場所の区画と安全性の確保 など
	非常災害に対する措置	保育の内容等	非常災害に対する措置	保育の内容等
	（基準はありません）	（基準はありません）	・消火用具、非常口等の設置 ・非常災害に備えた定期的な訓練の実施 [保育室を2階に設ける場合] ・建築基準法による耐火建築物又は準耐火建築物である ・屋内階段・屋内階段・屋内避難階段・内特別避難階段・退避上有効なバルコニーか準耐火構造の屋外傾斜路・屋外階段の設置 [保育室を3階以上に設ける場合] ・建築基準法による耐火建築物である ・屋内避難階段・屋内特別避難階段・屋外階段・耐火構造の屋外傾斜路の設置 など	・心身の発育や発達の状況の把握と保育内容の工夫 ・安全で清潔な環境の中で健康的な生活リズムが保たれる保育の計画 ・子どもの生活リズムに沿ったカリキュラムの設定、実施 ・保育サービス実施者としての適切な姿勢、特に施設長の資質の向上及び適格性の確保 ・保育従事者の人間性及び専門性の向上 ・子どもの人権への配慮 ・児童相談所等への連携の体制 ・保護者の意向を考慮した保育の実施 ・緊急時における保護者との連絡体制の整備 ・保育室等の見学に対する適切な対応 など
	給食	健康管理及び安全管理	給食	健康管理及び安全管理
	（基準はありません）	（基準はありません）	・調理室等の適切な衛生管理 ・子どもの年齢や発達、健康状態等に配慮した食事内容 ・あらかじめ作成した献立に従った調理	・子どもの健康状態、発育状態の観察 ・子ども及び職員の健康診断の実施 ・調理員の検便の実施 ・安全確保に配慮した保育の実施 ・保育サービス内容の掲示 ・利用者に対する契約書の交付 ・利用申込者への契約内容等の説明 ・職員及び子どもの状況に関する帳簿の整備 など

（別紙）

令和2年4月版

吹田市での認可外保育施設の無償化基準について

下記の表は、吹田市に居住する利用者が、全国の認可外保育施設を利用した場合に施設等利用費の支給対象となる施設の基準を示したものです。
経過措置期間の前後、施設の種別、認可外保育施設の設置届出日により基準が異なります。

1.経過措置期間中（令和元年10月1日～令和6年9月30日）

内閣府令による基準が
全部適用されます。

施設の種別	令和元年9月30日までの届出施設		令和元年10月1日以降の届出施設	
	保育従事者の数・資格	保育室等の構造・設備・面積	保育従事者の数・資格	保育室等の構造・設備・面積
1日に保育する小学校就学前子どもの数が5人以下の施設	（基準はありません）	（基準はありません）	・配置基準（乳幼児）：（保育士） 3　：　1 ・保育従事者の1人以上が保育士又は看護師又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修等を修了した者 など	・保育室、調理設備、便所の設置 ・子どもの保育を適切に行える保育室の広さの確保 など
	非常災害に対する措置	保育の内容等	非常災害に対する措置	保育の内容等
	（基準はありません）	（基準はありません）	・消火用具、非常口等の設置 ・非常災害に備えた定期的な訓練の実施	・心身の発育や発達の状況の把握と保育内容の工夫 ・安全で清潔な環境の中で健康的な生活リズムが保たれる保育の計画 ・子どもの生活リズムに沿ったカリキュラムの設定、実施 ・保育サービス実施者としての適切な姿勢、特に施設長の資質の向上及び適格性の確保 ・保育従事者の人間性及び専門性の向上 ・子どもの人権への配慮 ・児童相談所等への連携の体制 ・保護者の意向を考慮した保育の実施 ・緊急時における保護者との連絡体制の整備 ・保育室等の見学に対する適切な対応 など
	給食	健康管理及び安全管理	給食	健康管理及び安全管理
	（基準はありません）	（基準はありません）	・調理室等の適切な衛生管理 ・子どもの年齢や発達、健康状態等に配慮した食事内容 ・あらかじめ作成した献立に従った調理	・子どもの健康状態、発育状態の観察 ・子ども及び職員の健康診断の実施 ・調理員の検便の実施 ・安全確保に配慮した保育の実施 ・保育サービス内容の掲示 ・利用者に対する契約書の交付 ・利用申込者への契約内容等の説明 ・職員及び子どもの状況に関する帳簿の整備 など

（別紙）

令和2年4月版

吹田市での認可外保育施設の無償化基準について

下記の表は、吹田市に居住する利用者が、全国の認可外保育施設を利用した場合に施設等利用費の支給対象となる施設の基準を示したものです。
経過措置期間の前後、施設の種別、認可外保育施設の設置届出日により基準が異なります。

1.経過措置期間中（令和元年10月1日～令和6年9月30日）

内閣府令による基準が
全部適用されます。

施設の種別	令和元年9月30日までの届出施設		令和元年10月1日以降の届出施設	
法人ベビーシッター	保育従事者の数・資格	保育室等の構造・設備・面積	保育従事者の数・資格	保育室等の構造・設備・面積
	（基準はありません）	（基準はありません）	・配置基準（乳幼児）：（保育士） 1 ： 1 ・保育従事者全員が保育士又は看護師又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修等を修了した者 など	（基準はありません）
	非常災害に対する措置	保育の内容等	非常災害に対する措置	保育の内容等
	（基準はありません）	（基準はありません）	・非常災害に備えた定期的な訓練の実施	・心身の発育や発達の状況の把握と保育内容の工夫 ・安全で清潔な環境の中で健康的な生活リズムが保たれる保育の計画 ・子どもの生活リズムに沿ったカリキュラムの設定、実施 ・保育サービス実施者としての適切な姿勢、特に施設長の資質の向上及び適格性の確保 ・保育従事者の人間性及び専門性の向上 ・子どもの人権への配慮 ・児童相談所等への連携の体制 ・保護者の意向を考慮した保育の実施 ・緊急時における保護者との連絡体制の整備 など
	給食	健康管理及び安全管理	給食	健康管理及び安全管理
	（基準はありません）	（基準はありません）	・食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと	・子どもの健康状態の観察 ・職員の健康診断の実施 ・安全確保に配慮した保育の実施 ・保育サービス内容の掲示 ・利用者に対する契約書の交付 ・利用申込者への契約内容等の説明 ・職員及び子どもの状況に関する帳簿の整備 など

（別紙）

令和2年4月版

吹田市での認可外保育施設の無償化基準について

下記の表は、吹田市に居住する利用者が、全国の認可外保育施設を利用した場合に施設等利用費の支給対象となる施設の基準を示したものです。
経過措置期間の前後、施設の種別、認可外保育施設の設置届出日により基準が異なります。

1.経過措置期間中（令和元年10月1日～令和6年9月30日）

内閣府令による基準が全部適用されます。

施設の種別	令和元年9月30日までの届出施設		令和元年10月1日以降の届出施設	
個人ベビーシッター	保育従事者の数・資格	保育室等の構造・設備・面積	保育従事者の数・資格	保育室等の構造・設備・面積
	（基準はありません）	（基準はありません）	・配置基準（乳幼児）：（保育士） 1　：　1 ・保育従事者全員が保育士又は看護師又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修等を修了した者 など	（基準はありません）
	非常災害に対する措置	保育の内容等	非常災害に対する措置	保育の内容等
	（基準はありません）	（基準はありません）	・非常災害に備えた定期的な訓練の実施	・心身の発育や発達の状況の把握と保育内容の工夫 ・安全で清潔な環境の中で健康的な生活リズムが保たれる保育の計画 ・子どもの生活リズムに沿ったカリキュラムの設定、実施 ・保育サービス実施者としての適切な姿勢 ・保育従事者の人間性及び専門性の向上 ・子どもの人権への配慮 ・保護者の意向を考慮した保育の実施 ・緊急時における保護者との連絡体制の整備 など
	給食	健康管理及び安全管理	給食	健康管理及び安全管理
	（基準はありません）	（基準はありません）	・食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと	・子どもの健康状態の観察 ・職員の健康診断の実施 ・安全確保に配慮した保育の実施 ・保育サービス内容の掲示 ・利用者に対する契約書の交付 ・利用申込者への契約内容等の説明 ・職員及び子どもの状況に関する帳簿の整備 など

（別紙）

令和2年4月版

吹田市での認可外保育施設の無償化基準について

下記の表は、吹田市に居住する利用者が、全国の認可外保育施設を利用した場合に施設等利用費の支給対象となる施設の基準を示したものです。
経過措置期間の前後、施設の種別、認可外保育施設の設置届出日により基準が異なります。

2.経過措置期間終了後（令和6年10月1日～）

内閣府令による基準が全部適用されます。

施設の種別	すべての届出施設	
1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上の施設	**保育従事者の数・資格**	**保育室等の構造・設備・面積**
	・配置基準（乳幼児）：（保育士） 0歳児　3：1　　　1・2歳児　6：1 3歳児　20：1　　4歳以上児　30：1 ・保育従事者は2人以上 ・保育従事者の1／3以上が保育士又は看護師 など	・保育室、調理設備、便所の設置 ・保育室の面積が1.65㎡以上／人 ・乳児と幼児の保育を行う場所の区画と安全性の確保 など
	非常災害に対する措置	**保育の内容等**
	・消火用具、非常口等の設置 ・非常災害に備えた定期的な訓練の実施 [保育室を2階に設ける場合] ・建築基準法による耐火建築物又は準耐火建築物である ・屋内階段・屋内階段・屋内避難階段・内特別避難階段・退避上有効なバルコニーか準耐火構造の屋外傾斜路・屋外階段の設置 [保育室を3階以上に設ける場合] ・建築基準法による耐火建築物である ・屋内避難階段・屋内特別避難階段・屋外階段・耐火構造の屋外傾斜路の設置 など	・心身の発育や発達の状況の把握と保育内容の工夫 ・安全で清潔な環境の中で健康的な生活リズムが保たれる保育の計画 ・子どもの生活リズムに沿ったカリキュラムの設定、実施 ・保育サービス実施者としての適切な姿勢、特に　施設長の資質の向上及び適格性の確保 ・保育従事者の人間性及び専門性の向上 ・子どもの人権への配慮 ・児童相談所等への連携の体制 ・保護者の意向を考慮した保育の実施 ・緊急時における保護者との連絡体制の整備 ・保育室等の見学に対する適切な対応 など
	給食	**健康管理及び安全管理**
	・調理室等の適切な衛生管理 ・子どもの年齢や発達、健康状態等に配慮した食事内容 ・あらかじめ作成した献立に従った調理	・子どもの健康状態、発育状態の観察 ・子ども及び職員の健康診断の実施 ・調理員の検便の実施 ・安全確保に配慮した保育の実施 ・保育サービス内容の掲示 ・利用者に対する契約書の交付 ・利用申込者への契約内容等の説明 ・職員及び子どもの状況に関する帳簿の整備 など

（別紙）

令和2年4月版

吹田市での認可外保育施設の無償化基準について

下記の表は、吹田市に居住する利用者が、全国の認可外保育施設を利用した場合に施設等利用費の支給対象となる施設の基準を示したものです。
経過措置期間の前後、施設の種別、認可外保育施設の設置届出日により基準が異なります。

2.経過措置期間終了後（令和6年10月１日～）

内閣府令による基準が
全部適用されます。

施設の種別	すべての届出施設	
1日に保育する小学校就学前子どもの数が5人以下の施設	**保育従事者の数・資格** ・配置基準（乳幼児）：（保育士） ３　：　１ ・保育従事者の1人以上が保育士又は看護師又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修等を修了した者 など	**保育室等の構造・設備・面積** ・保育室、調理設備、便所の設置 ・子どもの保育を適切に行える保育室の広さの確保 など
	非常災害に対する措置 ・消火用具、非常口等の設置 ・非常災害に備えた定期的な訓練の実施	**保育の内容等** ・心身の発育や発達の状況の把握と保育内容の工夫 ・安全で清潔な環境の中で健康的な生活リズムが保たれる保育の計画 ・子どもの生活リズムに沿ったカリキュラムの設定、実施 ・保育サービス実施者としての適切な姿勢、特に　施設長の資質の向上及び適格性の確保 ・保育従事者の人間性及び専門性の向上 ・子どもの人権への配慮 ・児童相談所等への連携の体制 ・保護者の意向を考慮した保育の実施 ・緊急時における保護者との連絡体制の整備 ・保育室等の見学に対する適切な対応 など
	給食 ・調理室等の適切な衛生管理 ・子どもの年齢や発達、健康状態等に配慮した食事内容 ・あらかじめ作成した献立に従った調理	**健康管理及び安全管理** ・子どもの健康状態、発育状態の観察 ・子ども及び職員の健康診断の実施 ・調理員の検便の実施 ・安全確保に配慮した保育の実施 ・保育サービス内容の掲示 ・利用者に対する契約書の交付 ・利用申込者への契約内容等の説明 ・職員及び子どもの状況に関する帳簿の整備 など

（別紙）

令和2年4月版

吹田市での認可外保育施設の無償化基準について

下記の表は、吹田市に居住する利用者が、全国の認可外保育施設を利用した場合に施設等利用費の支給対象となる施設の基準を示したものです。
経過措置期間の前後、施設の種別、認可外保育施設の設置届出日により基準が異なります。

2.経過措置期間終了後（令和6年10月１日～）

内閣府令による基準が
全部適用されます。

<table>
<tr><td>施設の種別</td><td colspan="2">すべての届出施設</td></tr>
<tr><td rowspan="6">法人ベビーシッター</td><td>保育従事者の数・資格</td><td>保育室等の構造・設備・面積</td></tr>
<tr><td>・配置基準（乳幼児）：（保育士）
1　：　1
・保育従事者全員が保育士又は看護師又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修等を修了した者

など</td><td>（基準はありません）</td></tr>
<tr><td>非常災害に対する措置</td><td>保育の内容等</td></tr>
<tr><td>・非常災害に備えた定期的な訓練の実施</td><td>・心身の発育や発達の状況の把握と保育内容の工夫
・安全で清潔な環境の中で健康的な生活リズムが保たれる保育の計画
・子どもの生活リズムに沿ったカリキュラムの設定、実施
・保育サービス実施者としての適切な姿勢、特に　施設長の資質の向上及び適格性の確保
・保育従事者の人間性及び専門性の向上
・子どもの人権への配慮
・児童相談所等への連携の体制
・保護者の意向を考慮した保育の実施
・緊急時における保護者との連絡体制の整備

など</td></tr>
<tr><td>給食</td><td>健康管理及び安全管理</td></tr>
<tr><td>・食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと</td><td>・子どもの健康状態の観察
・職員の健康診断の実施
・安全確保に配慮した保育の実施
・保育サービス内容の掲示
・利用者に対する契約書の交付
・利用申込者への契約内容等の説明
・職員及び子どもの状況に関する帳簿の整備

など</td></tr>
</table>

（別紙）

令和2年4月版

吹田市での認可外保育施設の無償化基準について

下記の表は、吹田市に居住する利用者が、全国の認可外保育施設を利用した場合に施設等利用費の支給対象となる施設の基準を示したものです。
経過措置期間の前後、施設の種別、認可外保育施設の設置届出日により基準が異なります。

2.経過措置期間終了後（令和6年10月１日～）

内閣府令による基準が**全部**適用されます。

施設の種別	すべての届出施設	
個人ベビーシッター	**保育従事者の数・資格**	**保育室等の構造・設備・面積**
	・配置基準（乳幼児）：（保育士） 1　：　1 ・保育従事者全員が保育士又は看護師又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修等を修了した者 など	（基準はありません）
	非常災害に対する措置	**保育の内容等**
	・非常災害に備えた定期的な訓練の実施	・心身の発育や発達の状況の把握と保育内容の工夫 ・安全で清潔な環境の中で健康的な生活リズムが保たれる保育の計画 ・子どもの生活リズムに沿ったカリキュラムの設定、実施 ・保育サービス実施者としての適切な姿勢 ・保育従事者の人間性及び専門性の向上 ・子どもの人権への配慮 ・保護者の意向を考慮した保育の実施 ・緊急時における保護者との連絡体制の整備 など
	給食	**健康管理及び安全管理**
	・食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと	・子どもの健康状態の観察 ・職員の健康診断の実施 ・安全確保に配慮した保育の実施 ・保育サービス内容の掲示 ・利用者に対する契約書の交付 ・利用申込者への契約内容等の説明 ・職員及び子どもの状況に関する帳簿の整備 など